



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 24 日 (水曜日) 号外 第 22 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

- 企業局職員定数配置規則及び病院局職員定数配置規則を廃止する規則…………… (人事課) 1
- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 1
- 食品等取扱条例施行規則を廃止する規則…………… (衛生管理課) 2

頁

- 旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 2
 - 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 7
 - 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 11
- 教育委員会規則**
- 県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則…………… 12

規 則

企業局職員定数配置規則及び病院局職員定数配置規則を廃止する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 6 号

企業局職員定数配置規則及び病院局職員定数配置規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 企業局職員定数配置規則 (昭和32年宮崎県規則第20号)
- (2) 病院局職員定数配置規則 (平成18年宮崎県規則第42号)

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 7 号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第 4 条 条例別表の16の 4 の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、調理師法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第 7 号) <u>第 1 条</u> の規定による受験願書の受理に関する事務とする。		第 4 条 条例別表の16の 3 の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、調理師法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第 7 号) <u>第 1 条</u> <u>第 1 項</u> の規定による受験願書の受理に関する事務とする。	
第 5 条 条例別表の16の 6 の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、製菓衛生師法施行細則 (昭和42年宮崎県規則第34号) 第 3 条の規定による受験願書の受理に関する事務とする。		第 5 条 条例別表の16の 5 の項に規定する事務で別に規則で定めるものは、製菓衛生師法施行細則 (昭和42年宮崎県規則第34号) 第 3 条の規定による受験願書の受理に関する事務とする。	
第 7 条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		第 7 条 次の表の左欄に掲げる規則は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
[略]		[略]	
2 条例別表の14の 9 の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]	2 条例別表の14の 8 の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	[略]
3 条例別表の16の 8 の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	ふぐ取扱条例施行規則 (昭和34年宮崎県規則第 1 号)	3 条例別表の16の 7 の項に規定する規則で別に規則で定めるもの	宮崎県ふぐ取扱条例施行規則 (昭和34年宮崎県規則第 1 号)

るもの		るもの	1号)
[略]		[略]	

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「第1条」を「第1条第1項」に改める部分に限る。）及び第7条の表2の項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

食品等取扱条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第8号

食品等取扱条例施行規則を廃止する規則

食品等取扱条例施行規則（昭和26年宮崎県規則第51号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第9号

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

（旅館業法施行細則の一部改正）

第1条 旅館業法施行細則（昭和61年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（営業の許可）	（営業の許可）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第1項の申請書には、前項の図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。	3 第1項の申請書には、前項の図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
（1）～（3） [略]	（1）～（3） [略]
（4）申請前4週間以内に採水した条例別表第1第2号に規定する水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類	（4）申請前4週間以内に採水した条例別表第1第2号に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類
（5）条例別表第3第12号(20)の規定により旅館業の開業により浴槽の運用を開始した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書	（5）条例別表第3第12号(22)の規定により旅館業の開業により浴槽の運用を開始した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書
4 [略]	4 [略]
（変更等の届出）	（変更等の届出）
第5条 [略]	第5条 [略]
2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。
（1） [略]	（1） [略]
（2）条例別表第3第12号(20)の規定により循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書	（2）条例別表第3第12号(22)の規定により循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書
（3） [略]	（3） [略]
（水質の基準）	（水質の基準）
第6条 条例別表第1第2号及び条例別表第3第12号(13)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について知事が別に定める水質の基準は、別表第1のとおりとする。	第6条 条例別表第1第2号及び条例別表第3第12号(15)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について知事が別に定める水質の基準は、別表第1のとおりとする。
2 条例別表第3第12号(13)に規定する浴槽水について知事が別に定める水質の基準は、別表第2のとおりとする。	2 条例別表第3第12号(15)に規定する浴槽水について知事が別に定める水質の基準は、別表第2のとおりとする。

(水質検査結果の報告)

第7条 条例別表第3第12号(21)の規定による報告は、水質検査結果報告書(別記様式第11号)によってしなければならない。

2 [略]

(公表の基準)

第8条 条例第9条第2項に規定する水質の検査の結果の公表について知事が別に定める基準は、条例別表第3第12号(19)又は(20)に規定する原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合に限る。)の水質の検査の結果にあつてはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に99シーエフユー、同号(19)又は(20)に規定する浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合を除く。)の水質の検査の結果にあつてはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に999シーエフユーとする。

別表第1(第6条関係)

事項	基準	検査方法
1 色度	[略]	比色法又は透過光測定法
2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度(水素指数)	[略]	ガラス電極法又は比色法
4 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	[略]	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
[略]		

別表第2(第6条関係)

事項	基準	検査方法
1 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法

(水質検査結果の報告)

第7条 条例別表第3第12号(24)の規定による報告は、水質検査結果報告書(別記様式第11号)によってしなければならない。

2 [略]

(公表の基準)

第8条 条例第9条第2項に規定する水質の検査の結果の公表について知事が別に定める基準は、条例別表第3第12号(21)又は(22)に規定する原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合に限る。)の水質の検査の結果にあつてはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に99シーエフユー、同号(21)又は(22)に規定する浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合を除く。)の水質の検査の結果にあつてはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に999シーエフユーとする。

別表第1(第6条関係)

事項	基準	検査方法
1 色度	[略]	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法
2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
3 pH値	[略]	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
4 有機物等(全有機炭素(以下「TOC」という。)の量又は過マンガン酸カリウム消費量)	TOCの量にあつては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。	TOCの量にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	[略]	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
[略]		

別表第2(第6条関係)

事項	基準	検査方法
1 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定

		又は透過散乱法			法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
2 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1 リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法	2 有機物等 (TOCの量又は過マンガン酸カリウム消費量)	TOCの量にあっては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットル中25ミリグラム以下であること。	TOCの量にあっては全有機炭素計測法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法
3 大腸菌群	[略]		3 大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸及びガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	[略]	
4 レジオネラ属菌	[略]	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	4 レジオネラ属菌	[略]	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
[略]			[略]		

別記

様式第1号 (第2条関係)

[略]

添付書類

1～4 [略]

5 申請前4週間以内に採水した原水(水道水以外の水を使用する場合に限る。)、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類

6・7 [略]

別紙1・別紙2

[略]

様式第11号 (第7条関係)

[略]

旅館業法施行条例 (以下「条例」という。) 別表第3第12号21の規定により、次のとおり報告します。

[略]		
報告する水質検査の区分	1	条例別表第3第12号19に規定する検査 ----- [略]
	2	条例別表第3第12号20に規定する検査 (浴槽水)
[略]		

記入上の注意

1 [略]

2 「報告する水質検査の区分」の欄は、該当する番号をすべて○で囲み、1については、該当する事項の□にすべて√印

別記

様式第1号 (第2条関係)

[略]

添付書類

1～4 [略]

5 申請前4週間以内に採水した原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類

6・7 [略]

別紙1・別紙2

[略]

様式第11号 (第7条関係)

[略]

旅館業法施行条例 (以下「条例」という。) 別表第3第12号(24)の規定により、次のとおり報告します。

[略]		
報告する水質検査の区分	1	条例別表第3第12号(21)に規定する検査 ----- [略]
	2	条例別表第3第12号(22)に規定する検査 (浴槽水)
[略]		

記入上の注意

1 [略]

2 「報告する水質検査の区分」の欄は、該当する番号をすべて○で囲み、1については、該当する事項の□に全て√印を付

を付すこと。 [略]	すこと。 [略]
---------------	-------------

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 公衆浴場法施行細則(昭和61年宮崎県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(営業の許可)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 申請前4週間以内に採水した条例別表第1第1号(11)に規定する水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類</p> <p>(7) 条例別表第2第2号(20)の規定により公衆浴場の営業を新たに開始した日から1月以内に行う浴槽水(条例第2条第4号に規定する浴槽水をいう。以下同じ。)の水質の検査の実施計画書</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例別表第2第2号(20)の規定により循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書</p> <p>(3) [略]</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第7条 条例別表第1第1号(11)及び条例別表第2第2号(13)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について知事が別に定める水質の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第2第2号(13)に規定する浴槽水について知事が別に定める水質の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(水質検査結果の報告)</p> <p>第8条 条例別表第2第2号(21)の規定による報告は、水質検査結果報告書(別記様式第9号)によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公表の基準)</p> <p>第9条 条例第6条第2項に規定する水質の検査の結果の公表について知事が別に定める基準は、条例別表第2第2号(19)又は(20)に規定する原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合に限る。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に99シーエフユー、<u>回</u>号(19)又は(20)に規定する浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合を除く。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に999シーエフユーとする。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 色度</td> <td>[略]</td> <td>比色法又は透過光測定法</td> </tr> <tr> <td>2 濁度</td> <td>[略]</td> <td>比濁法、透過光測定</td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	検査方法	1 色度	[略]	比色法又は透過光測定法	2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定	<p>(営業の許可)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 申請前4週間以内に採水した条例別表第1第1号(11)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類</p> <p>(7) 条例別表第2第2号(22)の規定により公衆浴場の営業を新たに開始した日から1月以内に行う浴槽水(条例第2条第4号に規定する浴槽水をいう。以下同じ。)の水質の検査の実施計画書</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項各号に規定する届出書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例別表第2第2号(22)の規定により循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から1月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書</p> <p>(3) [略]</p> <p>(水質の基準)</p> <p>第7条 条例別表第1第1号(11)及び条例別表第2第2号(15)に規定する原水、原湯及び上がり用湯水について知事が別に定める水質の基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例別表第2第2号(15)に規定する浴槽水について知事が別に定める水質の基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(水質検査結果の報告)</p> <p>第8条 条例別表第2第2号(24)の規定による報告は、水質検査結果報告書(別記様式第9号)によってしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公表の基準)</p> <p>第9条 条例第6条第2項に規定する水質の検査の結果の公表について知事が別に定める基準は、条例別表第2第2号(21)又は(22)に規定する原水、原湯、上がり用湯水及び浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合に限る。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に99シーエフユー、<u>回</u>号(21)又は(22)に規定する浴槽水(当該浴槽に気泡発生装置等を有する場合を除く。)の水質の検査の結果にあってはレジオネラ属菌が100ミリリットル中に999シーエフユーとする。</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> <th>検査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 色度</td> <td>[略]</td> <td>比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法</td> </tr> <tr> <td>2 濁度</td> <td>[略]</td> <td>比濁法、透過光測定</td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	検査方法	1 色度	[略]	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定
事項	基準	検査方法																	
1 色度	[略]	比色法又は透過光測定法																	
2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定																	
事項	基準	検査方法																	
1 色度	[略]	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法																	
2 濁度	[略]	比濁法、透過光測定																	

		法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3 水素イオン濃度（水素指数）	[略]	ガラス電極法又は比色法
4 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
5 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨンブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	[略]	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
[略]		

別表第 2（第 7 条関係）

事項	基準	検査方法
1 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
3 大腸菌群	[略]	

		法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
3 pH値	[略]	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
4 有機物等（全有機炭素（以下「TOC」という。）の量又は過マンガン酸カリウム消費量）	TOCの量にあっては1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットル中10ミリグラム以下であること。	TOCの量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	[略]	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
[略]		

別表第 2（第 7 条関係）

事項	基準	検査方法
1 濁度	[略]	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
2 有機物等（TOCの量又は過マンガン酸カリウム消費量）	TOCの量にあっては1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットル中25ミリグラム以下であること。	TOCの量にあっては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあっては滴定法
3 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分	[略]	

4 レジオネラ属菌	[略]	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法
[略]		

4 レジオネラ属菌	[略]	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法
[略]		

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

[略]

添付書類

1～5 [略]

6 申請前 4 週間以内に採水した水道水以外の水を使用する原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類

7・8 [略]

様式第 9 号 (第 8 条関係)

[略]

公衆浴場法施行条例 (以下「条例」という。) 別表第 2 第 2 号 21 の規定により、次のとおり報告します。

[略]		
報告する水質検査の区分	1	条例別表第 2 第 2 号 19 に規定する検査 ----- [略]
	2	条例別表第 2 第 2 号 20 に規定する検査 (浴槽水)
[略]		

記入上の注意

1 [略]

2 「報告する水質検査の区分」の欄は、該当する番号をすべて○で囲み、1 については、該当する事項の□にすべて✓印を付すこと。

[略]

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

[略]

添付書類

1～5 [略]

6 申請前 4 週間以内に採水した原水、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類

7・8 [略]

様式第 9 号 (第 8 条関係)

[略]

公衆浴場法施行条例 (以下「条例」という。) 別表第 2 第 2 号 (24) の規定により、次のとおり報告します。

[略]		
報告する水質検査の区分	1	条例別表第 2 第 2 号 (21) に規定する検査 ----- [略]
	2	条例別表第 2 第 2 号 (22) に規定する検査 (浴槽水)
[略]		

記入上の注意

1 [略]

2 「報告する水質検査の区分」の欄は、該当する番号をすべて○で囲み、1 については、該当する事項の□に全て✓印を付すこと。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中旅館業法施行細則別表第 1 の 1 の項及び 2 の項の改正規定、同表の 3 の項の改正規定 (「比色法」を「連続自動測定機器によるガラス電極法」に改める部分に限る。)、同規則別表第 2 の 1 の項の改正規定並びに同規則別記様式第 11 号の改正規定 (「すべて」を「全て」に改める部分に限る。) 並びに第 2 条中公衆浴場法施行細則別表第 1 の 1 の項及び 2 の項の改正規定、同表の 3 の項の改正規定 (「比色法」を「連続自動測定機器によるガラス電極法」に改める部分に限る。)、同規則別表第 2 の 1 の項の改正規定並びに同規則別記様式第 9 号の改正規定 (「すべて」を「全て」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 10 号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則 (平成 12 年宮崎県規則第 107 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">食品衛生法施行条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>食品衛生法施行条例</u>（平成12年宮崎県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(基準の一部緩和)</p> <p>第 2 条 営業が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>条例第 2 条第 3 項の規定により、同条第 1 項の基準の一部を緩和することができる。</u></p> <p>(1) <u>飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び魚介類販売業において包装された食品のみを取り扱うとき。</u></p> <p>(2) <u>菓子製造業、みそ製造業、^{しょう}醤油製造業、ソース類製造業及び酒類製造業において食品の小分け包装のみを行うとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項各号に規定する場合のほか、次の各号に掲げる簡易な営業の施設に係る公衆衛生上の基準は、<u>条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）をいう。）により移動して営む飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業 別表第 1 及び別表第 2</u></p> <p>(2) <u>祭り、催物等において臨時的に営む飲食店営業及び菓子製造業 別表第 3 及び別表第 4</u></p> <p>(3) <u>自動販売機により営む飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び冰雪製造業 別表第 5</u></p>	<p style="text-align: center;">宮崎県食品衛生法施行条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>宮崎県食品衛生法施行条例</u>（平成12年宮崎県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(基準の一部緩和)</p> <p>第 2 条 営業が次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>条例第 2 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の基準の一部を緩和することができる。</u></p> <p>(1) <u>飲食店営業のうち、祭り、催物等において臨時的に営むものであるとき。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 前項第 1 号に規定する<u>営業の施設に係る公衆衛生上の基準は、条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、別表第 1 に定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(水質検査)</p> <p>第 3 条 <u>条例別表第 1 第 3 号(6)に規定する水質検査は、次の各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p>(1) <u>新規に営業許可を申請するとき又は営業許可を既に受けている営業において新たに水質検査を行わなければならない水を使用しようとするときは、食品製造用水の水質検査に準じた水質検査を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第13条第 1 項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第 1 項に規定する定期の水質検査に準じた水質検査を年 1 回以上を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する営業以外の営業にあっては、別表第 2 による水質検査を年 2 回以上行うこと。</u></p> <p>(4) <u>不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、第 2 号及び前号の規定にかかわらず、別表第 2 による水質検査をその都度行うこと。</u></p> <p>(5) <u>知事が周辺の水質検査の結果等から判断して必要と判断した場合は、第 3 号及び前号の規定にかかわらず、別表第 2 による水質検査に加え、知事が必要と認める項目について知事が指示する水質検査を行うこと。</u></p> <p>2 <u>水質検査を行わなければならない水を営業に使用する者は、前項の水質検査の結果を記載した書類を当該検査を行った日から 1 年間保存しなければならない。</u></p>

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

- 1 施設の位置及び構造は、次に定めるところによること。
 - (1) 施設の保管場所及び営業する場所は、清潔で衛生的な場所に位置すること。
 - (2) 施設は、調理加工、製造その他の営業行為の全てが衛生的に行える構造であること。
 - (3) 施設は、風雨、ほこり等を防ぐことができる構造で、かつ、食品の取扱量に応じた十分な広さを有すること。
 - (4) 施設は隔壁等により外部と区画され、販売面は販売窓口から床面まで覆いが設けてあること。
 - (5) 施設の採光及び換気が適切であること。
 - (6) 施設は、犬、猫等の動物が入れない構造であること。
 - (7) 施設には、使用に便利な位置に流水式手洗い設備及び手指消毒設備があること。
- 2 食品を取り扱う設備は、次に定めるところによること。
 - (1) 取り扱う食品の種類及び数量に応じた器具があること。
 - (2) 調理台は耐水性材料で作られ、まな板は合成樹脂製のものであること。
 - (3) 食品の取扱量に応じた食品、器具及び容器包装を衛生的に保管できる設備があること。
 - (4) 食品に直接接触する器具は、洗浄及び殺菌のしやすい材質及び構造であること。
 - (5) 腐敗しやすい食品を取り扱う場合は、常に摂氏10度以下に冷却保存できる冷蔵設備があり、かつ、冷蔵温度を正確に測ることのできる温度計を備えること。
 - (6) 食品を十分加熱できる設備及び加熱後衛生的に保管できる設備があること。
 - (7) 原料のすり身を運搬する容器又は菓子の生地及びあんを運搬する容器は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。
 - ア 金属製又は合成樹脂製であること。
 - イ 蓋を有すること。
 - ウ 洗浄及び殺菌のしやすいものであること。
 - (8) 削水機は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。
 - ア 密閉式構造であること。
 - イ 自動式のものであること。
 - ウ 洗浄及び殺菌のしやすい材質及び構造であること。
 - (9) アイスクリーム類を小分けする場合は、金属製等耐水性材質のものを用い、その器具を消毒できる設備があること。
 - (10) アイスクリーム類を保管するフリーザーは、洗浄及び殺菌のしやすい構造であること。
- 3 給水及び汚物処理は、次に定めるところによること。
 - (1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水（以下「水道水等」という。）を使用すること。
 - (2) 水道水等が貯留できる衛生的な貯水タンクを備え、80リットル（簡易な調理で、かつ、単一品目のみを取り扱う営業にあっては、40リットル）以上の容量を有すること。
 - (3) 汚水及び悪臭の漏れない構造で清掃しやすい廃棄物容器があること。
 - (4) 排水の処理設備があること。

別表第 2（第 3 条関係）

項 目	検 査 方 法	基 準
一般細菌	標準寒天培地法	1 ミリリットルの検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	1 リットル中 0.04 ミリグラム以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	1 リットル中 10 ミリグラム以下であること。
塩化物イオン	イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法又は滴定法	1 リットル中 200 ミリグラム以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	全有機炭素計測定法	1 リットル中 3 ミリグラム以下であること。
pH 値	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
味	官能法	異常でないこと。
臭気	官能法	異常でないこと。
色度	比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法	5 度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法	2 度以下であること。

別表第3から別表第5までを削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(183) [略] (184) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの（保健所において徴収するものに限る。） ア～オ [略] カ～ク [略] (185)～(204) [略] (205) <u>喀痰吸引等研修手数料</u> (206)～(415) [略] (416) <u>家畜人工授精所開設許可申請手数料</u> (417)・(418) [略] (419)～(578) [略] 3～7 [略]	別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(183) [略] (184) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの（保健所において徴収するものに限る。） ア～オ [略] <u>カ 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項に基づく知事の許可を受けていることの証明</u> <u>キ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく知事の許可を受けていることの証明</u> <u>ク 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項に基づく知事の許可を受けていることの証明</u> <u>ケ 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2に規定する知事の確認を受けていることの証明</u> <u>コ 美容師法（昭和32年法律第163号）第12条に規定する知事の確認を受けていることの証明</u> <u>サ クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2に規定する知事の確認を受けていることの証明</u> シ～セ [略] (185)～(204) [略] (205)～(414) [略] (415)・(416) [略] (417) <u>家畜人工授精所開設許可申請手数料</u> (418)～(577) [略] 3～7 [略]

第2条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(183) [略] (184) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの（保健所において徴収するものに限る。） ア～サ [略]	別表第1（第3条関係） 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(183) [略] (184) 保健所、衛生環境研究所及び精神保健福祉センター手数料のうち次に掲げる事務の実施に係るもの（保健所において徴収するものに限る。） ア～サ [略]

<p>シ 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第52条に基づく知事の許可を受けていることの証明</p> <p>ス 食品衛生法第55条及び第56条に基づく営業許可の取消し、営業の禁止若しくは停止の処分又は食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）第10条に基づく営業若しくは集団給食の禁止若しくは停止の処分を受けていないことの証明</p> <p>セ 食品等取扱条例第3条に基づく知事の登録を受けていることの証明</p> <p>(185)～(245) [略]</p> <p>(246) 食品等取扱業登録手数料</p> <p>(247) 食品等取扱業登録更新手数料</p> <p>(248) 食品等取扱業証票等再交付手数料</p> <p>(249)～(262) [略]</p> <p>(263)～(577) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>シ 食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第55条第1項に基づく知事の許可を受けていることの証明</p> <p>ス 食品衛生法第57条第1項に基づく知事への届出をしていることの証明</p> <p>セ 食品衛生法第60条第1項及び第61条に基づく営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないことの証明</p> <p>(185)～(245) [略]</p> <p>(246)～(259) [略]</p> <p>(260) 地域連携薬局認定申請手数料</p> <p>(261) 専門医療機関連携薬局認定申請手数料</p> <p>(262)～(576) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

教育委員会規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第3号

県立高等学校の課程及び学科に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の課程及び学科に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">校 名</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高城高等学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都農高等学校</td> <td style="text-align: center;">総合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高城高等学校	[略]	都農高等学校	総合	[略]		<p>県立高等学校の課程及び学科に関しては別に定めるものを除き次のように定める。</p> <p>1 全日制の課程</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">校 名</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高城高等学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p>	校 名	学 科	[略]		高城高等学校	[略]	[略]	
校 名	学 科																		
[略]																			
高城高等学校	[略]																		
都農高等学校	総合																		
[略]																			
校 名	学 科																		
[略]																			
高城高等学校	[略]																		
[略]																			

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。